

第八十四回国
参議院
法務委員会
會議録
第一号

昭和五十二年十二月二十日(火曜日)
午前十時十三分開会

委員氏名

委員長 中尾 辰義君
理事 大石 武一君
理事 八木 一郎君
理事 寺田 熊雄君
理事 加藤 武徳君
理事 上條 勝久君
理事 高橋 譽富君
理事 初村滝一郎君
理事 藤川 一秋君
理事 丸茂 重貞君
理事 山本 富雄君
理事 安永 英雄君
理事 吉田忠三郎君
理事 橋本 敦君
理事 宮本 顯治君
理事 宮崎 正義君
理事 円山 雅也君
理事 加瀬 完君
理事 河野 謙三君
理事 安井 謙君

委員の異動

十二月十九日

補欠選任

佐藤 昭夫君

熊谷太三郎君

片岡 勝治君

江田 五月君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

加瀬 完君

安井 謙君

河野 謙三君

宮本 顯治君

ますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 最初に、最高裁判所人事局長にお尋ねをしたいと思います。ことしの三月の二十四日の当委員会、私が速記官、裁判所書記官、裁判官の欠員の問題についてお尋ねをしましたね。そのときに、たしかこれは事務総局の次長の御答弁だったと思いますが、速記官の欠員が二百名以上もある、それから書記官の欠員もきわめて欠員が多いという御答弁がありまして、その補充についてこれから鋭意努力していくというお話があったわけですが、その後この速記官、書記官、裁判官についての補充の模様はどのようになっておりますか、ちょっと御説明いただきたいと思っております。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) いずれの職種につきましても、即効的な補充というものは非常にむずかしいことは、寺田委員御案内のとおりと存じます。

数字的にその後の経過を申し上げます。先ほど御指摘の委員会でも申し上げたと存じますが、まず速記官について申し上げますが、昨年の十二月一日現在におきまして欠員が二百十二でございまして、ことしの十月一日現在では百九十八でございまして、なお、これは見込みでございすけれども、来年度の四月一日現在では百六十四というところを見込んでおります。したがって、昨年の十二月現在と来年度の四月現在を比べると約四十名増加しておるといふことに相なるわけでございす。

次に、書記官につきまして申し上げます。書記官のことしの八月一日現在の欠員は百四十六でございす。なお、八月以降来年度の三月いっぱいまでに減耗見込みがございすので、来年度の三月末現在の予測欠員は二百二十六でございす。四月一日に裁判所書記官研修所を修了いたします者が百八十でございす。それから書記官任用試験といたうのがございす。これが約百五十でございすので、合計二百三十というに相なります。

で、来年度の四月当初における見込みといたしましては欠員がないということに相なります。——ただいま任用試験合格者約五十と申し上げましたが、正確に五十名でございす。訂正させていただきます。——失礼しました百五十でございす。——ただいま申し上げました任用試験合格者は百というふうにお聞きになりましたか。どうも失礼いたしました。約五十名でございすので、来年度の四月一日現在では約合計二百三十名の充員見込みがございすので、欠員はなくなるということでございます。

次に、裁判官の増減状況を申し上げますと、まず判事について申し上げますと、ことしの十一月一日現在で判事の欠員が六十八名でございました。来年度の四月には二十期の判事補から判事になる者が六十七でございまして、その他を加えて来年度の四月十五日現在を推定いたしますと、欠員が四十九名ということに相なります。

次に、判事補でございますが、判事補につきましては、現在の三十期が来年度判事補になるわけでありまして、この司法修習生から判事補を希望する者の数につきましては、現在集積中でございすので、約八十というふうに見込みますと、過員が十二ということに相なります。

以上が数字的に見ました速記官、書記官、判事、判事補の欠員見込み状況でございます。○寺田熊雄君 いまちょっと書記官の補充が書記官研修所を終える者とそれから何か任用される者との数がごちゃごちゃとしてよくわからないので、もう一遍言っていたください。

それからもう一つは、速記官が非常にまだ不足しておるようですが、来年度の四月一日でもなお六百六十四名の欠員が見込まれるということですが、これはやはり早急に補充するという名案はないわけですか。どういうふうないま計画を持っていますか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 書記官の充員見込みについて再度申し上げます。来年度の四月一日の充員見込みが書記官研修所終了

了者が百八十、それから任用試験合格者が五十でございす。

それから先ほど裁判官の欠員について大変失礼いたしました、訂正させていただきますが、来年度の四月十五日現在の推定欠員、先ほど四十九と申し上げましたが、推定欠員二十五でございす。訂正させていただきます。

次に、速記官の充員見込みでございますが、この点につきましては、先ほど寺田委員御指摘のとおり、前回、矢口前次長から申し上げたとおりでございまして、速記官の養成につきましては、非常に技術的な養成でございまして、養成の中身と申しますか、なかなか歩どまりの低い職種でございまして、現在の状況でございまして、研修生として約四十名ずつ採用いたしました書記官研修所の速記養成部に入所させまして法律の技術的な研修を行わなければなりませんので、現在のところ、非常にわずかなでございす。増員するように手配をしているつもりでございます。

○寺田熊雄君 四十名ずつという、まだこれから来年度の四月一日百六十四名の欠員を補充し終わるのは四年かかりますね。そういう計算になりますね。もうちょっと何か工夫ないのですか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 減耗を見込みませんと、御指摘のとおり四年後に完全充員ということに相なるわけでございす。速記官の場合にやはり一身上の都合ないし途中でいわず脱落する者もございすので、当然に毎年四十ずつ完全に充員するというにはならないのでございす。いづれにいたしましても、何回も繰り返して申し上げますが、速記官の養成につきましてはいろいろな点に問題がございまして、現在のところその程度が精いっぱい私の私どもの計画だというふうにとつ御理解いただきたいと存じます。

○寺田熊雄君 御理解いただきたいというけれども、どうも理解できないのです。どうしてそんなに四十名しか補充できないのか、やっぱり努力が足りないのかと思えないわけですか。どうして四十名しか絶対できないのだという感じが言い得るのですか。あなたの方の努力でもっと補充がなぜできないのか、合理的な理由を説明していただかないと、御理解といっても理解できないでしょう。裁判の実務にも影響しているわけですから、もうちょっと努力があつてしかるべきものだと思うけれども、どうですか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 現在の裁判所の速記官の養成につきましては、先ほど申し上げましたように、一種独特な速記方法を用いておりまして、まず給源といたしましては高校卒の志望者から適格者を選びまして、さらに先ほど申し上げましたように書記官研修所の速記養成部に入所させましてそれで研修させているわけでございす。まず第一に、給源の高校卒の者のいけば適格者がそう多くないということ、書記官研修所における速記養成にいろいろの問題点がございまして、先ほど申し上げましたような数字が精いっぱいのところであるというふうに考えているわけでございます。

なお、速記官の欠員があることによつて裁判事務に支障があるのではないかと御指摘でございす。確かにどのような事件にどの程度速記をつけるかということ、それそれの裁判体がお決りになることとございすけれども、現在の現有勢力をもつて決して十分だというふうには申し上げかねるわけでございす。実務の支障というところに相なりますと、必ずしも御指摘のようにならざるやうに考えてはいたしませんが、速記官の欠員充足につきましてはさらに努力を重ねたいというふうに考えております。

○寺田熊雄君 そう聞き直つた答弁だと、なお納得できません。あなたはさう裁判上支障がないとおっしゃる。支障がなければその定員も減らしてもいいという理屈になるでしょう。それだけの定員が必要なんでしょう、いま、もっと私どもは裁判の実務から必要があると考えている。その定

員を充足すべき義務を持つあなたが裁判に支障がないとはどういうことです。それじゃ、あなた減員したらいいでしょう。そんな無責任なことを言うべきでない。支障があればこそ、あなた方はそれを充足するために最善の努力をする義務がある。それを果たさなければ裁判の実務に支障がないとは何事か、それは一体、どういうことです。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 裁判の実務に支障がないということを示し上げましたが、御指摘のとおり速記官を付すべき事件につきまして当事者から要請がありましてその要請に十分あるいはこたえていないという面があるかもしれないが、その点につきまして現在の現有勢力をフルに適当に活用いたしましてできるだけ支障のないようにいたしておるつもりでございます。なお、御指摘の欠員がこれだけございますので、最大の努力はもちろぬおつておるつもりでございますが、現状におきましては正直なところこの程度の充足で確かに相当年数かかると思いますが、現在のような情勢で努力をしておりますつもりでございます。

○寺田熊雄君 この問題だけに時間をとるわけにいかないので、この程度にしておきますけれども、もう少し責任を重んじて発言をし、また努力をしてもらわなければ困ります。そういう無責任な答弁をしてもらっちゃ困る。反省してもらいたい。そのほか質問したいと思つたのだけれども、どうも少し無責任な態度が過ぎるので、もう少し以上質問しないから、十分反省を要求します。

次は、法務省の方にお尋ねをしますけれども、登記関係の職員の充足につきましては、すでに先般のこの委員会で大石委員、円山委員から強い要請をいたしたわけですね。その後私どもも実務をつぶさに拝見をしました。また第一線にあって仕事をしておられる人々の意見などを聞きました。それによりまして、実地を見直してみても、私どももかなり知つておるような気持ちでした。

ですけれども、実地を見直してみまして愕然としたわけですね。昨日もまあ通常の忙しさであらうと思われ、登記所を見まして、よく職員の声を聞いてみると、昼休みを除きまして大体一日じゅう仕事にかかり切りだと言つておる。たばこを吸う暇もありません。お茶を飲む暇もないというほど忙しいわけですね。在職中の死亡者さえもあるというこゝろなんですよ。

いま一つは、職場の環境が非常に悪いということですね。これは、いままで予定しなかつたような、つまり建物、庁舎を建設するときには予定しなかつたようなさまざまな機械を庁舎の中に持ち込んだりしますね、そういうことで非常に狭隘になつておるといふ事態もよくわかりました。それから非常に謄抄本の請求が多いためでしょう、リコピーのかなり大型な機械を導入しておられるようですね。それがアンモニアの現像液を使用しておるといふので、それが職員の健康や執務環境というものに悪影響を与えておるといふこともわかりました。

それで民事局長にお尋ねしますけれども、これは組合の調査によりまして、在職中に死亡した者がかなり多いということなんですけれども、そういう点の統計などもおられますでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 御指摘のとおり、最近中高年の職員の死亡が、二年従来よりもふえてきておりました。いろいろな案じておるわけでございますが、御指摘のような職場環境が悪い、あるいは毎日の多忙が続くというふうなこともその一因かと、まことに申しわけないと思つておるのではありません。いろいろそういった死亡事故が発生いたしました場合には原因等も調査いたしました。統計的なものもとつておるのでございますけれども、ただいまちょっと持ち合わせておりませんので、詳細についての説明は後ほどまた資料等を提出して御説明したいと思つております。

○寺田熊雄君 五十二年八月に組合の大会があったときに、一人の役員から報告がその大会になされたようですが、何か三カ月間に現職の職員が九人ほど亡くなったようですね。しかも、それはかなり仕事の多忙なせい、あるいは環境の悪いせいなどからということですので、これは軽く見ないでよく調査してください。調査してその結果がわかりましたら、これを当委員会に御報告願いたいと思つておりますが、よろしいですか。

○政府委員(香川保一君) 調査はいたしておりますので、御報告申し上げます。

○寺田熊雄君 それからいま一つは、職場の環境がきつめて悪いということですが、これはどういふふうな改善のための計画を持っておりますか。

○政府委員(香川保一君) 職場環境が悪いというのに、一つは、法務局は非常に多数の小さな出先機関も擁しておりますので、きつた庁舎自身が非常に老朽、狭隘をきつめておるといふ点が一つございまして、これは一昨年度全国的に調査いたしました。明治、大正年間に建築されたものもあるような状況でございます。全国に約五百庁ばかり早急に新築しなければならぬ老朽、狭隘のものがあるということ、昨年度財政当局の非常な御配慮によりまして従来の約倍程度の増補予算が認められました。その結果によりまして、私どもの見込みでは約五カ年ぐらいで少なくともこの老朽、狭隘庁舎の解消は可能だといふふうに考えておるわけでございます。さらに、来年度予算要求におきましては本年度を上回る改善措置を講じてもらいたいということ、目下いろいろ要求しておる段階でございます。

もう一つ、職場環境の悪いのは、先ほど御指摘のとおり、非常に乙号事務、つまり謄抄本の交付請求事件が年々増加しております。これを処理するために機械化ということで大型の複写機を導入していただくわけでございます。この複写機を導入いたしますと、簡単に申し上げますが、工場のようになつてまいりまして、非常に騒音も出るというふうな状況もございます。それから御

指摘のようなアンモニア液を使つての複写作業でございますので、臭気とかあるいはアンモニア自身は劇物でございますのでそれによる危険性もあるというふうなことで、乙号事務の処理を中心とした機械化ということによる環境がよくないという状況が一つあるわけでございます。これはなかなか一挙に解決するのはむずかしいのでございますが、私どももいたしましては、昨年からできるだけこのアンモニアの臭気を取り除くような改善措置を講ずることにいたしました。いろいろ努力をいたしておるわけでございますけれども、さらに、そういった臭気を発散させない新型の機械の開発も業者にお願ひいたしました。いろいろ工夫しておるわけでございます。ただ、全くアンモニア液を使わない新しい機械に切りかえるというふうなことは、なかなか適当なそういう機種が開発されておられません。金の問題から制約がございまして、一挙にはいかないわけでございますが、さういふアンモニア液を使わない新機種の開発を一方で進めながら、他方、アンモニア液使用の複写機につきましても、臭気をできるだけ少なくするといふような措置を並行的に講じておるといふ状況でございます。まあ大部改善されたといふふうには思つておりますけれども、まだまだ十分ではないわけでございます。さういふ意味の努力を今後も続けてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 いま法務局の仕事の上で要求されておりますのは、第一は増員だと思つております。第二は職場環境を改善することだと思つておりますが、事務量が非常に増加しているということが職員の不足とそれから職場環境を悪化している最大の原因です。この事務量の増加という点については、民事局長としてはどの程度把握しておられますか、その状況をちょっと述べていただきたい。

○政府委員(香川保一君) 昭和四十年を基準にいたしました。登記所における事務としましての登記簿に記載する関係の、登記甲号事件と云つておりますが、これを一〇〇にいたしました。昭和五

十二年度の推計件数で指数は一一二と、まあ五割増という事になっております。それから謄抄本閲覧等の登記乙号事件と呼んでおりますが、これを昭和四十年を一〇〇にいたしますと、昭和五十二年の推計で三四二と、約三倍半の増加を示しております。登記甲号事件につきましては昭和四十八年がピークでございまして、先ほどの四十年を基準にいたしますと一六一というふうなことでございまして、その後、昭和五十二年の推計が一五二でございまして、逐次減少しておりますわけでございますが、最近の都市周辺の登記所等の登記甲号事件の件数を調査いたしますと、全国的に見ますと約一割ぐらいの前年度に比較しての増加を示しております。これは登記所によつてまちまちでございまして、都市周辺の登記所では、たとえば千葉、浦和、横浜というふうなところの登記所では一割を超える増加を示しておりますところもございまして、全国平均で申しますれば一割ぐらいの増加率というふうになっております。

ただ、昭和五十二年以降に降なかなかの程度の事件がふえてくるか予測は困難でございましてけれども、御案内のとおり公共事業あるいは住宅建設というふうなものが予算的にも大きくなり、活発化したまいりますと、その最後のしわ寄せと申しますか、登記事件がそれに連動して増大してくるであらうということを考へておるわけでございまして、私もいたしましては五十三年度以降登記甲号及び乙号事件はさらにふえるものというところでいろいろの施策を現在検討しておりますところでございます。

○寺田熊雄君 これは法務大臣のこれからの御努力にまたなければいけない、そういう面が非常に強いと思つておる。いま民事局長がちょっと説明をせられたわけですが、今度、景気浮揚のために政府が財投資金を活用して、年間に何十万户も民間の住宅建設を促進するという政策をとつており、それからまた公共事業、これは大規模な公共事業を拡大するという政策もとつておるようです。それに伴つて、不動産の所有権の移転であ

るとか、あるいはそれを信用の拡大に活用するといふようなことがだんだんふえてまいりますね。そういう問題との関連というものを法務大臣は的確に把握しておられるとは思ひますけれども、これは、法務大臣としては、たとえば民間の住宅を一軒国民が建てるとしますと、土地を購入してそれから家を建てるという場合に、登記関係が一体どのぐらいそれによつて生ずるか、それを把握しておられますか。これは大臣のその点の御認識を伺いたいのですが、どのように把握しておられますか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 細かいことは承知いたしてはおりますが、御承知のとおり、経済活動が旺盛になればなるほど登記関係事務は多くなつております。先ほど四十八年等の事例も申し上げたわけでございますが、おっしゃる通りに、特に日本の国内政策のために、景気浮揚策はおおよそそういう方面に大きくかかわつてまいりますから、それに対する体制を整えなければならぬ、かように考へておりますが、毎年、御承知のとおり、人員の特に登記関係の増加をお願いしておるわけですが、行政整理との関係があつて、なかなか法務省の希望するところにはまいりませんが、これは私としても五十三年度に全力を挙げることができるだけ人員を充足したい、かように考へておるわけでございまして。

○寺田熊雄君 法務大臣の御決意は承つたのですが、大体そういう民間住宅の建設を促進する場合に、一体どのぐらい、いわゆる甲号事件ですか、その登記関係の事務が増大するというふうなことの確かな認識をお持ちでないで、大臣の閣議における御発言も説得力を持たないでしよう。ですから、その御認識を伺つておるのです。大臣、どのぐらい登記の事務がふえるというふうに認識しておられますか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 残念ながら細かい登記事務の詳細はわかりませんが、土地関係、建物の登記、これがふえることは間違いないのですから、細かくどういふ点がふえるということまで私は承知いたしてはおりませんが、まあ想像は十分つくわけでございまして。

○寺田熊雄君 細かいとおっしゃるけれども、大綱を把握されることも必要ですが、それもやっぱり御存じないと、ふえるのだと云ふのだと云ふだけでは説得力を持ちませんからね。何か私も実務の詳しい人から聞きまして初めてそんなにふえるのかとびっくりしたのですが、まず土地を買う場合に、土地のちょうどいいぐあいにこちらが必要とするような評価が待っているわけじゃありませんわね。たくさん広い土地の一部を買うというので、まず分筆登記があるんだと、それから所有権の移転登記があるんだと、それから今度はそれを担保にしてお金を借りるので土地についての抵当権設定登記があるんだと、ときには所有権の移転請求権保全の仮登記もあるし、賃借権の設定登記もなされることとありますと、まあ最小限度三つはあるでしょう。それから今度建物を建てますと、建物の表示登記があり、保存登記があり、抵当権の設定登記がまたある。それも、たとえば住宅金融公庫に担保に入れる、それから今度、自分が勤務している会社とか、あるいは官庁から何か共済組合の方から借りるためにその方に抵当権の設定をする。それから、銀行ローンをまた借りなければならぬので、銀行ローンを借りた場合に銀行に対してまた抵当権の設定を登記する。それから今度、これはそれがまたさらに転売されるような場合が多いのです。そういう場合には移転登記もありまして、また所有権移転請求権保全の仮登記がなされる場合や賃借権の設定登記がなされる場合もありまして、政府は簡単に民間住宅の建設促進三千万戸だ、四千万戸だと言いますけれども、その負担が全部法務大臣のかわいひ部下にかつてくるわけですね。法務局の方に、ですから、それを閣議で黙つて聞いておられたのじゃ困るわけです。それは大変だ、おれの部下の仕事が激増するんだ、だからふやせというところですが、ばつていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(瀬戸山三男君) きょうは寺田委員から細かく御指示をいただきましてありがとうございます。おっしゃるのとおり、標準的な場合がおおよそそういうことになっております。よく心得たいと思ひます。

○寺田熊雄君 また大規模な建設事業、公共事業がなされる場合に土地の買収が必ず伴うのですけれども、私どもの経験では、おじいさんの時代からずつと孫の時代まで来ておるのですが、その相統の登記がなされてない場合が多うございまして。そうすると、さかのぼつての相統登記が非常にやつかい場合がある。そういういろいろなことを考えますと、経済官庁が盛んにこういう景気浮揚のための事業を促進する、その負担が全部法務局にかかつている。そのために法務局の職員が大変な苦勞をしているというふうなことが、案外そういう経済官庁の人にも御存じないのじゃないかと思ひます。

それからまた、法務省の方が人員の増加を請求する場合に一つの支障になるのが、大蔵省もそうですけれども、行政管理庁の方が定員を抑えますね、むしろ減員を奨励している。それに対するまた説得が大変困難なやうであります。そういう面でこれは大臣の御努力というものを強く要請せざるを得ないわけです。

それから、これはいままでのところ閣議で、法務大臣がそういう点で行政管理庁の長官でありますとか、それから大蔵省でありますとか、そういう人々にそういう登記所の事務の増加をPRなさつて、増員についての御発言をなさつたことはございまして。

○国務大臣(瀬戸山三男君) まだ御承知のとおり各省概算要求いたしましたして、大蔵省が各省の意見を聞きながら案を立てておるところでございまして、まだ閣議でそういう公式な発言をすることはしておりません。しておりますが、御承知のとおり行政管理庁は管理庁でやつておりますから、内々に行政管理庁長官には一般的な整理と

うのが形式に流れないようにつてやはり施設を整えるという努力も十分していただきしたいと思います。

それから、さっきの登記の問題にもう一遍返りますと、いまの実際の執務がそういうふう非常に忙しいものですから、机の上にこんなに登記の原本のつづりが並びますね、一つの登記官の机の上に。それを間違いないように確認をしながら

確認を終わると初めてそれが登記の方に回るようですね。その登記の方がまたタイプで最近では登記簿の記載をする。そうすると、職員はタイプストヤないで、採用されてからタイプを見よう見まねで習っていくと全部が近眼になるそうですね。いままでがねかけてない者がみんなめがねをかけ出すようになる。そういう何か健康上の被害もあるようです。それからとも仕事さばき切れないので、大体丹念に見なきゃいけないのだけれども、最後は斜めに書類をこう見てもう事務を処理していく。だから債権額が、抵当権の設定なりあるいは根抵当権の債権極度額が十億円というのを間違えて十円と書いてしまったような実例もあるというのを聞いたのですがね。だから、事務の増加に人員が伴っていかないと、どうしてもやはり国民の権利義務に関するそういう大切な仕事というものがおろそかになるんですね。特に大臣にお願いしたいのは、いまそういうことができるだけ定員を減らそうと。これは国民の税金のむだ使いをなくそうという趣旨に出るのだらうと思うのですが、これは本当に仕事のない役人というものはあつてはならないということなんです。ようけれども、実際必要な職員なり、あるいは国民の権利義務に大切な仕事を取り扱う職員であるとか、あるいは非常に有益なサービスを提供する役人であるとか、そういう者は、ただ単に税金のむだ使いというように削られたり、あるいは必要な職員の増加が阻まれたり、これは私は本末転倒だと思うのです。そういう点で、もう一度大臣、この大臣の管轄下の職員の仕事を見直していただいて、必要ありというふうな大臣が信念をお持ちになった場合は、断固としてそれを御主張になるようにしていただきたいと思うのですが、最後にもう一度大臣の御決意を伺いたいと思います。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 寺田委員から非常に有益な御示唆をいただきました。そういう考え方で進みたいと思います。

○寺田熊雄君 終わります。

○宮崎正義君 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案関係の法務省から資料をいただいております。その中で私は「裁判官・検査官・報酬・俸給月額改定対比表」という一番末尾のところにある司法修習生の件について、時間がございませんので、これにしばらくして若干の質問をいたしたいと思います。

その前に、いま寺田委員から細々と登記所関係の質問がございました。もう全くそのとおりでありまして、実は、私はこの問題につきましてもいささか申し上げようと思いましたが、全部事細かく寺田委員の方から言われたので、実は札幌でお知らせ時間のテレビ放送がありました。登記は早目にひとつお済ませくださいという放送がありました。それは今月の初旬ごろ——終わらざるだと思ひますが、そのときもうすでに行つたときには、このしうのうちにはできません。来年の分をやつていこうということなんです。来年になるものをもうほとんど受け付けているというふうな形だと言つておるんですね。それは札幌市における状態も、そういうふうな現状になっているわけですね。これは寺田委員に付足して私からも一言言つておきたいと思ひまして、これだけを申し上げておきます。

そこで、本題に入つてまいりますが、大臣、この司法修習生に関する規則ですね、これが昭和二十三年の八月十八日から、改正になりましたのが四十五年十二月二十八日、この間の歴史を踏まえてみまして、この司法修習生に関する基本的な立法といひますか、この規則をつくられるときの考え方というものはどんなふうになっておりますか。過去から今日に至るまでの精神というものはどんなふうにお考えになっていきますかを伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 法務大臣ということでごさいます。これは御承知のとおり最高裁の所管になっておりますし、最高裁判所で決めておりますので、一応最高裁判所からお答え願ひま

す。

○宮崎正義君 法務大臣、もう法務大臣は長年にわたつての大権威者であります。したがうしまして、私は全くの素人でございます。したがうしまして、大臣のまずお考えをお譲りにならないで伺いたいわけでお伺いしたわけですから、よろしく願ひします。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 私もそんな権威者じゃないのでございまして、実は大分離れておりますから、特に戦後の制度については直接関係ないわけでごさいます。これは御承知のとおり戦前は裁判官あるいは検察官を希望する者は司法官の試験を受けて、それから合格いたしますと修習時代というか、司法官候補という事で各裁判所に配属されて現場でそれぞれ修習をしておつたと、こういうことでごさいます。

戦後は制度が変わりまして、いわゆる裁判官あるいは検察官あるいは弁護士いわゆる法律家といひますか、法曹になる希望の人が試験を受けています。司法研修所というところに一堂に集めていけば学校みたいなところで、一般教養あるいは法律それから法律実務、こういう点を総合的に研修すると、こういう制度になつておるわけでごさいます。これはいろいろ考え方によりまして議論があると思ひますが、一般論からすると法曹三者でございまして、非常にいい制度だという考え方でも進められておるわけでごさいますけれども、戦後相当経過いたしました。これにやはり相当批判もあるわけでごさいます。特に裁判官、検察官あるいは弁護士、それぞれ職柄が違いますから、これだけのいのかどうなのかという意見もあるわけでごさいます。これ一応、いつでございまして、何か、何とかもう少し改革をする必要がありはしないかと、こういう意見が一部にあつたことはありますけれども、なかなかそう簡単なものではございせんので、今日に至つておるわけでごさいます。これ以上は裁判所からひとつ答えていただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 基本的に大臣からお答え申し上げたとおりだと存じま

す。御指摘の司法修習生に関する規則は、ただいま言われましたように最高裁判所規則でございまして、最高裁判所規則に申し上げるまでもなく、憲法上に規則制定権がございまして、それに基づく規則というふうな御理解いただきたいと存じます。が、なお、具体的には裁判所法に六十七条で修習生の「修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。」というところに相なつております。六十八条には、最高裁判所はこれの事由のときは罷免することができるといふような司法修習生に関する条文がございまして、これを受けて規則というふうな理解しておるわけでごさいます。

○宮崎正義君 修習生の私は何か義務といひますが、義務といふものが不明確のように思へるので、修習生になつた場合、それで卒業した場合、その義務はどういうふうな形でこの法律条文の中に制定されているのか、その点をちょっと伺つておきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) ただいまお尋ねの義務といひますのは、修習終了後の義務という趣旨でございまして、現在の修習制度のたてまえからいひまして、たとえば一定年限の事務にいわば携わらなくちゃいけないというふうな趣旨の義務はございせん。

○宮崎正義君 いまお話しのようなことではちよつと私わからないのですけれども、もう少し具体的に話し及び説明を願ひたいのですが、終了してから民間に行く、また裁判官になつていくというふうな形になつていこうというふうな話、いま承りましたけれども、そういうことでそれが義務とされるのかどうか、そういう点でね。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 修習生といふものを考えますときに、国から一定の給与を受けて、いわば司法研修所所長のもとに修習するわけでごさいます。あえて申し上げますれば、いわば修習専念義務と申しますか、その種の義務はあろうかというふうな考へておりますが、それ以外に、たとえば実務庁、まあ裁判所なり検察庁に配

属されまして実務を修習するわけでございますが、その際公務の内容に接触する機会があるわけでございますが、その際のいわば守秘義務というやうなものもあるかと思ひます。しかし、基本的にはやはり修習専念義務といったやうなものがお尋ねの義務かというふうに考へております。

○宮崎正義君 これはもう少し煮詰めたいのですけれども、時間が限られた時間ですからきょうはやめます。また追つてこの基本的な姿勢というのか、基本的考へ方というものを詰めていきたいと思ひますが、時間がございませんで省略をいたしまして、修習生の過去五年から現在に至るまでの司法試験に合格した者の中から最高裁判所が命じた者、この現況といひますか、そういうものの報告を願ひたいと思ひます。たとえば年齢別とか、あるいは在学中に司法試験に合格した者、それから採用された者、それから卒業した者、それから民間人になつてからの司法修習生になつた者、その現状をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) ただいま手元にあります資料といたしましては、年齢区分がございまして申し上げさせていただきます。逆に申し上げますが、五十二年採用いたしました修習生でございますが、二十一歳から二十四歳まで二五％、二十五歳から二十九歳まで五六・二％、三十歳から三十四歳まで一三％、三十五歳から三十九歳まで二・七％、四十歳以上が三・一％、平均年齢が二七・五歳でございます。大体年度ごとに見ますとそう大した変化はございせんが、ちなみに五十年を申し上げますと、二十一から二十四歳までが二・九％、これを見ますと、若い方が五十年と比べますと五十二年度がふえておるといふやうなことになります。次に、二十五歳から二十九歳までが五・三％、それから三十三歳から三十四歳までが一・八％、それから三十五ないし三十九歳が八・六％、四十歳以上が二・〇％、平均年齢が二七・四歳ということでございます。五十二年と五十年を比較

べますと平均年齢が〇・一歳多くなつてゐる、高くなつてゐるといふやうな現状でございます。過去五年間を見ますと、平均年齢が約二十七歳といふふうに御理解いただければ存じます。

なお、司法試験を在学中に合格しているかどうかにつきましては、直接は司法試験管理委員会を所管しておられる法務省の方でございますので、また手元の確かな資料を持ち合わせておりませんので、答弁はいたしかねますけれども、もし法務省の方でお待ちでございますしたらお願い申し上げます。

○宮崎正義君 どうですか、法務省。

○説明員(賀集唱君) 司法試験合格者中の学生といふのは在学中に合格した者、その比率を申し上げます。

四十七年が二〇・三％、四十八年が一七・三％、四十九年が一七・九％、五十年が二〇・六％、五十一年が一七・二％、五十二年が一四・四％、このように在学中に司法試験に合格する者の比率が逐年下つてきております。

○宮崎正義君 それぞれ御説明いただきましたんですが、私の問題を取り上げるので過去五年からの状態を、メモを先ほどいただいたわけで、そのメモを見ながら人事局長の説明を聞いていたわけで、確かに平均年齢からいきますと、五年前と今日では、五年前が二九・六％で、五十二年が二七・五％、そう違わないと思ふわけであります。ところが二十五歳から二十九歳というのは、五年前は三九・七％で五十二年は五六・二％、五十一年には五五・九％、先ほど御説明がございましたように、五十年五五・三％と、このように、さらには三十歳から四十歳、三十五歳から三十九歳といふやうに非常に年齢が高くなつております。そうしましたと、今回のこの司法修習生の給与の、いただきますこの参考資料の面からいきて、十萬八千四百円に今度は改正案でなつていくのだといふことなんです、これの、この算出した根拠、こういうものはどこからこの根拠を出したのか、こういう点もお伺いをいたしたい

し、さらには時間の関係でございますので、私も細かいその資料等、参考にしたものを持っておりませんけれども、時間がございせんので省きまして、もう一つは、この支給した額の根拠の法規といふものはどうなつてゐるのか。先ほど申し上げましたように、高年齢に修習生がなつてきてゐるので、こういう点の考へ方とらひ合わせてやつてゐるのかどうか、これが二つ目。

三つ目は、私はこの問題についてはまた、先ほど申し上げましたけれども、義務にも関連してゐるわけでありまして、この司法修習生の立場といふものは国家公務員なのかどうか。そうでないといふとすればどういふやうな性格にするのか。法律の適用の關係といふものが明示されてゐるのかどうか。これが三つ目。

そして、いま伺つたところによりますと、だんだんその在学中の者が低下してゐるという形になつてきてゐる。そういう合格者の面からいきて、高年齢化が目立ってきてゐる。大学を卒業して優秀な者は国家公務員の試験にだんだん走つていくやうになつていく、こういうやうな状態から考へてみて、この司法試験のことについても一考しておかなきゃならないのじゃないか、そういう時代が来ているのじゃないか。大体、一般職の国家公務員は御存じのように、大学を卒業しますとすぐに就職した場合は、現在が九萬三千八百円といふことになるわけでありまして、この日弁連編の司法修習白書によりまして御案内のように、「国から給料をもらつて勉強に専念できる結構な身分として一般社会から羨望の的となる」といふ話がよく聞かれるが、若手の独身者は別として、社会人の経験をもつ年齢の比較的高い人や、妻帯者などはその生活も決して楽とはいへない。」と述べているといふことも承知しておりますが、先ほど大臣からも、この司法修習生に対する異論があるといふ大抵みずからのお話もありましたように、この際、この給与の問題についてあわせながら、全体の考へ方といふものを考へ直していくときが来ているのじゃないかと、このように考へます。

が、大臣から、また、所管の局長からもひとつ伺つておきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) まず、修習生に対する給与の支給根拠並びにその額の根拠を申し上げます。

裁判所法の六十七条二項に「司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。」といふことに相なつております。それを受けまして、現在は最高裁判所の規則で給与の額が定められております。

なお、その額の根拠でございますが、沿革的に見ますと、司法修習生制度の発足時直前、御承知と存じますが、司法官候補といふものがございまして、その司法官候補が受けておりました額をもつて司法修習生手当の額とされたわけでありまして、昭和二十三年以降は、それに対応する一般の政府職員の俸給月額にスライドした額に定められて今日に至つております。

現在の修習生の受ける給与の額につきましては、先ほど御指摘がございましたように、一般職の六等級の二号と六等級三号との間に格づけされております。この六等級二号と六等級三号との間と申しますのは、一般のいわゆる上級甲の試験を受けて任官いたしました三年目と四年目の間といたしまして、先ほど御指摘の法務省から差し上げてございます資料の四十八ページ、四十九ページの表に出てゐるとおりでございます。

次に、その給与の額がいわば一定の額で一律に支給されておるわけでありまして、確かに御指摘のとおり司法修習生には年齢の高い者もございします。前歴を見ますと、民間の就職歴がある者も当然あるわけでございますが、現在の修習生は国庫から一定額の給与の支給を受けておるわけでございますが、国に対する勤務の提供といふものはないわけでございます。一般の公務員ですと、就任いたしますときには、その者の民間の学歴あるいは民間の経歴等を勘案して格づけするものがございますが、これはあくまでも公務員が国に對す

いうことがよくわかりましたが、その調査結果、各職場における環境基準に照らしてそれぞれどういう状況であるかということの調査結果は、当委員会に、次の機会でも結構ですが、これは提出をしていただきたいと思います。

○政府委員(香川保一君) 提出いたします。

○橋本敦君 ところで、この問題について、一般的にはアンモニア無公害の機械が開発されるならば、これは職員の皆さんにとっても一番よいことであるし、職場環境の改善ということでも一番よいわけですが、これに付きましてことしの五十二年十二月一日、つい先ほど全法務労働組合に対して当局が御回答になっていらっしゃる文書があるわけですが、それによりますと、この高性能のアンモニア系複写機の開発を進めているという問題について「本年末には、試作機の一部が完成する予定であるので、これが完成次第、試作機を職場に導入して」試験運転をして、その結果を見て「五十四年度末までを目途に新機種への切り替えを開始するよう極力努力する。」という回答をなさっているわけですが、私は、これは当局の大変誠意のある回答だと思いますが、問題はそれの見込みが具体的に立つかどうか、私実は心配しておるわけでありまして。たとえばリコーに電話で問い合わせますと、リコー株式会社の企画部ではアンモニア系というふうな複写機の開発の具体的なめどはまだリコーとしてはついていない、こういうふうに企画部が言っておるわけですが、私が心配している向きも御理解願えると思うのですが、局長の具体的なめどとして、この機械の開発、今年度中の試作機の導入、これは具体的にめどがございましてしょうか。

○政府委員(香川保一君) アンモニア系の高性能の複写機、これを開発していただく場合の私どもの条件と申しますか、金が幾らかかってもいいというわけにはなかなかまいらない問題が一つございまして。それともう一つは、先ほど来も問題になりましたように、大量の多数の謄本請求が登記所に殺到しておるわけございまして、したがって、ある程度のスピードがないとその事件がさばけない、かような問題がございまして。ただいまのところ、率直に申し上げまして金目の方も相当高くなるようございまして、一番問題は現在のアンモニア系の複写機に比べてスピードが若干と申しますか、相当落ちる問題があるわけございまして。これではそういうものが開発されても現実に登記所においてはちよつと使用困難ということに相なりますので、両面からさらに検討してもらいたいということで現在依頼しておるわけございまして。これは当初依頼いたしましたときには、さような条件も加えて、遅くとも本年度末までに何とか開発してもらいたい、これは五十四年度の予算要求に間に合わせるためでございますが、ただいまの見通しでは報告を受けておりますところによりますと、ちよつと本年末までの開発は無理かもしれないというふうに見通しております。しかし、問題が問題でございまして、できるだけ早くということで現在督促しているところでございます。

○橋本敦君 そうなりますと、組合に誠意を持って回答された、これは本年末までに試作機を導入をして試験運転をするという点は、本年末というのにはちよつとむずかしい、こういう御答弁ですね。しかし一刻も早くこれはやっぱりやるということを取りかかっていらっしゃるわけ、局長の見込みでは、この導入は年を越しても概算要求には間に合うと、それも含めた概算要求をやるということでお取り扱い願いますと、この約束の履行が私はむずかしいと思うのですが、概算要求との関係ではいかがですか。

○政府委員(香川保一君) 具体的に申し上げますと、現段階では来年の一月末までに、いわば当初の予定より一月遅れるわけでございますが、一月末までには何とかつくってもらいたいということ、五十四年度の要求に何とか間に合わせたいというところで現在努力中でございます。

○橋本敦君 いまの局長の御答弁のように、来年度概算要求ぎりぎりのところまで何とか間に合

して職員の皆さんの期待にぜひこたえていただきたい、このことを重ねて強くお願いするわけでございます。

そこで問題は無公害、つまりアンモニア系の機械になりますと、いまのようなスピードよりもダウンするということになると、登記事務の停滞ということが心配される。この点も法務局としてはカバーしなきゃならぬ問題ですが、そうなりますと機械の数がたくさん要するというのも予想しなくちゃならないわけですね、将来の展望として。そうしますと、機械の数をふやせば当然人員の増大ということも見込んでいけませんと、全部機械を何年かかりか計画を立てて切りかえていくという問題について人員増ということが付帯して当然出てまいりますね。そこらあたりの展望は、局長は人員増という問題についてはどのような展望をお考えでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 率直に申し上げます、先ほど来問題になりましたように、国民の権利義務に非常に関係の深い登記甲号事件でもその取り扱いが多忙のために複雑化しておるといふ現象が目立つてきておるわけでございます。これはただ弱気なことを申し上げてあれでございますけれども、何よりも登記所の仕事としては登記甲号事件の処理が完璧にされるという体制の確立が先決でございまして、ただいま御指摘のようなアンモニア系の複写機を導入することによって必然的に増員の必要性が出てくる、その部分の増員を先行させて要求するといふふうな形には、私どもの客観的な情勢も踏まえての話でございますが、無理があるのではないかとこのアンモニア系の高性能の複写機、仮にこれがスピードが落ちるためにたくさん備えなきゃならないということに相なりますと、人の問題だけでなしに事務室の広さの問題にも関係してまいりまして、いろいろの面を考えますと一挙に現在のアンモニア系の複写機をそのまま廃棄してアンモニア系のものに切りかえるということとは相当無理があるだろうというふう

うに思うのであります。

問題は、しかし職員の健康管理の問題でございまして、現在のアンモニア系の複写機にいろいろの改善を加えることによりまして、これで心配ないというふうな状況に持っていくことも並行的には考えざるを得ないということ、その面の手当てを一昨年来進めてきておるわけでございます。その結果を申し上げますと、一つは現在備えております複写機にいろいろの操作をいたしまして、大体平均的には、アンモニアの臭気と申しますか、空気中に含まれるアンモニアの量が大体一〇PPMぐらいまでになってきておるようございまして。これは平均的なことを申し上げておるわけでございますが、やはり一時には、たとえばアンモニア溶液を切りかえるというふうなときには大量のアンモニアの臭気が出ることは当然でございまして、平均的に事務室内における濃度が一〇PPMと。これはちなみに申し上げますと、アメリカでの健康管理のための基準というのが二五PPMになっておるようございまして、イギリスでは一〇〇というふうな聞いておりますが、大体わが国では五〇PPMまでは大丈夫だといふような数字が出ておるわけでございます。さうなところから申しますと、一〇PPM程度に抑えられればさしあたり心配がないのじゃないかというふうな感じがいたしておるわけでございます。

しかし、そういった健康被害のみならず、何と申しましてこの臭気は異常でございまして、気分的にも非常に不愉快さを覚えることはもう間違いないわけでございます。そういう面から、さらに並行的にはアンモニアのそういう臭気をできるだけ少なくするという措置を講じながら、逐次アンモニア系の高性能の複写機に切りかえていくというふうなことを現在想定いたしておるわけでありまして。それが現在のところ、私どもの考え得る現実的な処理ではなからうかと、かように考えておるわけでございます。

○橋本敦君 全法務の労働組合としても、大変な

そういう悪環境の職場の改善は要求しています
が、一挙に全部切りかえてしまうことを極端に要
求しているのじゃなくて、局長も御存じのよう
に、当面非アンモニア系機械が整備されていくま
でのプロセスというものを考えまして、国民のた
めの事務が渋滞するということも、これもいけま
せんから、いまおつしやつたようなミニオートそ
の他の改善ということでよく当局と協議していく
という姿勢をとっているわけですね。

私が指摘したいのは、そういうことで現在の機械の改善もさることながら、いずれ将来は非アンモニア系ということを目指して進歩の方向を目指していくということですから、そうなりますと人員の問題というの、これもやっぱり大きな問題として、おっしゃる通りに施設とか機械の費用にあわせて人員問題も御検討願わにやならない。特に緊急の問題として、いま登記事務量の増大に伴いまして法務局職員の人員不足ということで、賃金職員なりあるいは民事法務協会に下請というところで出されている部分がかなりあるのは局長は御存じのとおりですから、こういうものを改善していくためにも人員増というのは緊急の、アンモニア問題に限らず、法務局では大事でございますね。そういう点で、ことしの十二月八日に局長も組合に対して、増員については昨年も増して厳しい情勢ではあるけれども、法務局の実情にかんがみて本年も最重点項目として昨年を上回る増員を実現すべく努力する、こういう努力をお約束になつていらっしゃる。そういう努力に向かって今度の概算要求でもお出しになっている数字があるわけですが、ぜひともこの要求は大臣も、そういうたてまえで局長も組合との誠意ある話し合いでやつていらつしやるので、この概算要求で人員増について特段のお力を入れていただきたい。法務大臣いかがでしょう、特にお願いしておきたいのです。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 先ほど来各委員のお話のとおりでありますから、安易ではありませんけれども、おっしゃる通りに国民の権利の保全を

図る基礎的な条件でございますほかでやれない仕事でございますから、そういうことを踏まえまして全力を挙げたい、かように考えております。

○橋本敦君　ぜひともその点はお願いしたいと思います。

それで、全法務労働組合の調査した資料を拝見いたしますと、先ほど局長もお答えいただいたのですが、登記件数の増大——昭和四十年を一〇〇としますと、登記申号では一五二ですから五割増し、乙号になりますと三四二ということで、三倍以上の伸びということであっておりますね。全法務の労働組合の調査でも、何と昨年五十二年で登記乙号事件は二億八千六百三十二万九千件という数になっております。これはもう大変な数です。これは寺田委員御指摘のように、政府の国内需要景気高揚策ということで、住宅建設あるいは公共事業の大型プロジェクトにしまして、土地、家という不動産関係が必ずさわつてくるわけですから、もう米年度からこれが施行されていくならば、ますます増大されていく。だから、法務局職員の増強ということで手当てしませんが、労働条件の問題だけじゃなくて、政府のおっしゃる国内需要景気対策それ自体にも支障を生じかねないということまで考えられるわけですね。ちなみに全法務の組合の資料によりますと、事件がいま言ったように四十年、四十一年を一〇〇として五割あるいは三倍にふえているというのに対して、登記従事職員数は四十一年を一〇〇としますと一一七、本当にわずかに一割ちょっとしかふえていないという現状でございますね。これはまあ機械の導入ということに伴って人間の数がそれ自体パラレルにふえるということにはなりません。が、余りにも登記件数との開きが大きい。こういうことで全法務労働組合が増員要求を強く主張するのは当然ですから、いま大臣がおっしゃったような気構えで、給与アップというだけでなく増員要求という点で格段の力を入れていただきたいというのを重ねてお願いして法務省に対するこの点の質問は終わらしていただきたいと思っております。

次に、裁判所関係についてお尋ねをしたいのですが、最近いわゆるサラ金事件ということの事件で多くの庶民が大変悩み、困り、そして一家離散、夜逃げ、自殺まであるということに私どもは本当に心を痛めております。この問題について事件の増大、どうなっておるかというのを全司法大版の七七年十月十七日付の資料で見ますと、私驚

いたのですが、いわゆる調停事件ですね、民事紛争調停の申し立ての事件で、これがここの統計によりますと、一般民事調停事件がそうふえていないのに、ここの六月以降サラ金事件に対する口頭受理申し立て事件がここの一月では百二十件程度だったのが四百四十から五百件というように六月からずうっと伸び続けているわけです。私は、これは庶民の苦しみの一つのあらわれにほかならぬと思うのですが、さて、これを受ける裁判所の側の体制です。大阪の方ではいわゆる調停センターということで民事紛争の早期話し合い解決を目指して裁判所も御尽力願っているわけですが、残念ながらこの大阪簡易裁判所では、この口頭受理を一々ていねいに受け付けて、そして調停申し立ての手続をとってあげるといいうわゆる書き込み裁判所の機能するような仕事を本当にやっていますと、現在の人員ではとてもじゃないが庶民の悩みが解決できないという窮状に陥っております。

そこで、裁判所にお伺いするのですが、このようなサラ金事件の口頭申し立てに伴ういわゆる庶民の悩みの持ち込み、これに対応して何らか増員手配をするというお考えは裁判所ではございませんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(井口牧郎君) 人員の關係は所管の局長が必要があれば後でお答え申し上げますけれども、私ども大阪の關係で報告を受けておりますところでは、これは橋本委員も御承知のように、裁判所はその裁判所全体の事件を見ながら人員の配置をいたしておりますので、現在のところこの秋ころに他の部門から一名の配置をふやしまして、調停部門差し引き一名の増員という

ことで対処しておるようですが、なお若干ただいま申されました事件数が十一月ごろからやや頭打ちになっておるそうでございます、当局の方ではその事件数が今後果たしてさらに伸びるかどうかを見守りながらこれに対処していきたいと、こういうふうに考えておるようです。

○橋本敦君　わかりました。

全司法の大阪としては、今後の伸びを推定いたしましたとしても、このサラ金問題ということでの申し立てが横ばいで漸増するということには見ておりますが、減るというようには組合は見ていない。私もそう思うのです。といいますが、いまの庶民の暮らしというのは不景気の中で大変厳しいでございますから、新聞社の統計でも、サラ金に駆け込むのはやっぱり生活費ということが主でして、私は、これはいまの日本経済が本当に立て直りませんとまだまだ庶民の悩みは続くだろう。これでも、簡易調停受理ということで早く処理してやりませんと、暴力団まがい家に押し込まれる、一家離散という悲しい悲惨な運命が待っているわけですね。だから、私は、緊急の庶民の苦しみを救うという意味で、いま推移を見ながらとおっしゃったが、全司法の組合はせめて二名増員してほしい、こう言っているのです。だから、もう一名ぐらいの手当ては状況を見て検討していただきたい、い、こう思いますが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(井口牧郎君) 真正面からすぐにお答えできなくて恐縮でございますけれども、私ども、これは橋本委員もよく御承知のことと思いますけれども、調停事件の受理の方法にいわゆる口頭受理と、これは俗に準口頭受理と申しておりますけれども、私どもの方で比較的利用の回数が多い調停事件について定型的な書面を作成いたしましたして全国に配布いたしております。これはある程度の常識のある方ならばそこに書き込み込んで調停の申し立てをしていただくということが可能なわけでございます。裁判所といたしましては、国民の利便を第一にいたしますことはもちろん

んでございますけれども、これを受け入れる裁判所の体制というものにもならぬながら、ただいま申しました純然たる口頭受理と口頭受理に準ずる方式とを適切に使い分けていただくというふうにお願いをいたしております、大阪の裁判所でもごく最近ではそのあたりのこともあわせてお考えになつていようでございます。したがって、それによつて国民の利便にさほど御迷惑をかけないようにならぬ、傍ら受け入れの方も合理的にやつていただけるということも期待できるわけでございますけれども、なおそれでも賄い得ないやうであれば、先ほども申しましたように、事件の推移を見守りながら増員のことも十分考へるといふふうに私どもは聞いておりますので、さう御了承いただきたいと思います。

○橋本敦君 十分御検討いただきたいわけですが、いまのおつしやつた簡易な書式というのは、私どもにとっては簡易ですけれども、本当に裁判所へ申し立てたことがない人にとっては、そこに書いてあるように、申し立ての趣旨、それから請求の原因に相当する紛争の事情ですね、これをわかつてもらへるやうに整理して書くというのは、いまおつしやるけれども、裁判所へ行ったこと、物を言つたことのない庶民にとってはなかなか書けないのです。だから、どうしても職員にその書式をもらつて、これはどう書いたらいいのですかというところで親切に應對してやらなくちゃできないのです。だから、そういう意味では、その書式的利用も結構ですが、やつぱり十分親切に奉仕してあげるといふためには人手が要りますから、いま私がお願ひしている向きは一度またよく御検討をいただきたいと思ひます。

さて、時間がないのですが、このサラ金事件ということについて一体何とかならないだろうか。私は、一つは利息制限法の厳しい適用の問題がある、検察庁としても、暴利をむさばり、暴力的に取り立てをやつてゐる悪質な金融に対しては、これは厳しい取り締まりというところで手入れもなされてゐることを新聞で承知しております。しか

し私は、国民が本当にお金に困つたときに、市中銀行へ行つて貸してくれるわけはなし、そしてまた頼りになる身内もないとすれば、ついつい手を出すと、そういういまの社会の状況を考へてみて、そういう困つた人たちの食い物にして金をもうけるというような金融機関、私は許しがたいと思ふのですが、いまの制度では金融業は都道府県知事に届け出によつてすぐできるという非常に簡単な制度になつております。だから、そういう届け出があつた場合に、本当に悪徳悪質な人間かどうか、会社かどうか、もつと厳重に審査しなきゃならぬと私は思ひますが、こつちの悪徳金融の取り締まり、サラ金で悩む庶民の苦しみをどうやつて法的にチェックするか、私は法務大臣に一遍とくとお考えをいただきたい、こつち思つておるのですが、法務大臣の御見解を承つて質問を終わります。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 金の貸し借りでございますから、本来ならば民事契約として自由にできるわけでございますけれども、やつぱりあつた金融機関が相当最近多いわけでございます、これもやはり社会の事情から必要やむを得ずあると、こつちうことでございましょう。

そこで最近、御承知のように新聞等見ましても、毎日サラ金のことで記事がない日がないというくらいになつております。経済情勢もこつちうことでございまして、特段にそうなつておると思ひます、その結果やむを得ず借りられた後が悲惨な状況になるという事例も相当あるわけでございます。そういうことから、政府の中では、先般来からこれに対する何らかの手法を考えなきゃならないと。ただ罰則だけでもいかにわけございまして、これをとめるというわけにもいかにない。そういうことで連絡会をやつておるわけでございますが、正直なところ、所管がどこであるかというやうな話でございます、私も、最近入りましたばかりでございますが、非常に気にしております。まあ、各省ともたくさん案件を抱えておりますからなかなかのやうであります、で

きるだけ早く各省の意見をまとめて、実情は、いろいろな形態も複雑なやうでございますから、まず実態をつかめるだけつかむ、そして、こつちう制度が必要なることは事実でございますから、必要な範囲で世間に余り御迷惑をかけないやうな制度を確立する必要がある、こつちう考へてこれは真剣に取り組みたいと、かように考へております。

○橋本敦君 終わります。

○委員長(中尾辰義君) はかに御発言もなければ質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認めます。

○委員長(中尾辰義君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、大石武二君及び熊谷太三郎君が委員を辞任され、その補欠として成相善十君及び岩崎純三君が選任されました。

午後五時三十分休憩

午後五時三十分開会

○委員長(中尾辰義君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、加藤武徳君及び丸茂重君が委員を辞任され、その補欠として亀井久興君及び坂野重信君が選任されました。

○委員長(中尾辰義君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないやうですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中尾辰義君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中尾辰義君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案についての審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 委員派遣に関する件についてお諮りをいたします。

検察及び裁判の運営等に関する調査のための自然休会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十分散会

昭和五十三年一月十日印刷

昭和五十三年一月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局